

事務連絡
平成24年9月21日

各都道府県消防防災主管部（局）長 様

消防庁救急企画室長

非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の
使用に関する講習内容等の改正について（情報提供）

消防機関が行う応急手当の普及啓発活動につきましては「応急手当の普及啓発に関する実施要綱（平成23年8月31日消防救第239号消防庁次長通知）」（以下「実施要綱」という。）に基づき広く普及をお願いしているところであります。

特に医療従事者以外のAEDの使用については「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付医政指発第0701001号厚生労働省医政局長通知）及び「自動体外式除細動器（AED）の講習内容の取りまとめについて」（平成16年8月16日付医政指発第0816001号厚生労働省医政局指導課長通知）に基づくところであります。

このたび「日本版（JRC）救急蘇生ガイドライン2010」が確定されるとともに、「救急蘇生法の指針2010（市民用）」がとりまとめられことに伴い、厚生労働省医政局長から、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」を別添のとおり一部改正するとともに「自動体外式除細動器（AED）の講習内容の取りまとめについて」を廃止する旨の連絡を受けましたので情報提供いたします。

つきましては、貴管内の市町村（消防の事務を処理する組合を含む。）に対しまして周知していただくようお願いいたします。

なお、新たな厚生労働省医政局長通知、別添1から3の留意事項において、それぞれの講習における再講習の期間を「おおむね2年以内の間隔」としておりましたが、これは努力目標としての記載であり、当庁が示す応急手当の普及啓発に関する実施要綱における再講習の期間と矛盾するものではないことを申し添えます。

消防庁救急企画室
日野原・鮫島・佐々木・渡部
電話 03-5253-7529
FAX 03-5253-7539